

平成 30 年度の国保事業費納付金の算定方法等について

平成29年10月31日
福島県国民健康保険課

I 平成 30 年度納付金・標準保険料率の算定方法について

1 算定方法の全体像

■納付金の算定方法

No.	項目	算定方法	運営方針(案)
1	算定方式	3 方式～応能のシェア→所得、応益のシェア→被保数・世帯数	固定事項
2	医療費指数反応係数 α	$\alpha = 1$ (医療費指数をすべて直接的に反映)	変動事項 I 2 (1)
3	所得係数 β	国が示す β (全国平均と比較した本県の所得水準)	変動事項 I 2 (2)
4	均等割と平等割の割合	均等割:平等割=35:15	固定事項
5	納付金に含める保険給付の範囲	次の支出項目を納付金に含める。 ・ 出産育児諸費(※保険料財源分のみ) ・ 審査支払手数料	変動事項 I 2 (3)
6	高額医療費負担金等	共同負担は行わず、個々の市町村で発生した負担増は激変緩和措置で対応する。	変動事項 I 2 (4)

■市町村標準保険料率の算定方法

No.	項目	算定方法	運営方針(案)
1	算定方式	3 方式～所得割、均等割(被保数)、平等割(世帯数)	固定事項
2	応能割と応益割	福島県独自 β'	変動事項 I 2 (5)
3	賦課割合	所得割:均等割:平等割 = $\beta / (\beta + 1) : 0.7 / (\beta + 1) : 0.3 / (\beta + 1)$ (例) $\beta = 1$ の場合 1:0.7:0.3(50:35:15)	固定事項
4	賦課限度額	医療分 540,000 円、後期分 190,000 円、介護分 160,000 円	変動事項 I 2 (6)
5	標準的な収納率	被保険者規模に応じて区分し、平成 26～28 年度の平均収納率を設定	変動事項 I 2 (7)

2 算定方法に係る変動事項について

(1)医療費指数反応係数 α

■平成 30 年度の算定方法

$\alpha = 1$ (医療費指数をすべて直接的に反映)とする。

■議論の観点

基本としている $\alpha = 1$ を軸に次の観点で確認した。

- ・市町村間医療費格差の状況 …医療費指数が最大 1.219、最小 0.8519(約 1.43 倍)であり、格差縮小が課題である。
- ・医療費適正化の取組 …国保財政の健全化や医療費格差の縮小のため、一層推進しなければならない状況である。
- ・保険料負担の激変 …8 月に算出した第 3 回試算結果では $\alpha = 1$ の保険料伸び率が最小である。
 $\alpha = 1$ の場合(最大 39.7% 最小▲47.8%)、 $\alpha = 0$ の場合(最大 42.2%、最小▲52.1%)
⇒医療費指数の低い市町村の保険料負担が高く、指数の高い市町村の保険料負担が低い。
- ・保険料水準の統一($\alpha = 0$) …医療費水準の高い市町村の納付金を低い水準の市町村が負担することになるため、今後十分な議論が必要である。

(2)所得係数 β

■平成 30 年度の算定方法

国が示す β (全国平均と比較した本県の所得水準)

【参考】：第 3 回試算時の医療分 0.961 ⇒ 応能のシェア:応益のシェア=49:51

■議論の観点

国が示す β を基準に次の観点で確認した。

- ・市町村間所得格差 …県内における市町村間の所得水準の分布は、仕事に従事している被保険者が多い郡部の所得が高

く、年金生活者の被保険者が多い都市部の所得が低い傾向である。

・保険料負担の激変 …8月に算出した第3回試算結果では県独自の β' (応能割>応益割)より国が示した β の方が保険料伸び率が小さい。

β の場合(最大 39.7% 最小▲47.8%)、 β' の場合(最大 40.6%、最小▲48.4%)

⇒保険料負担が大きくなる市町村の所得が高く、保険料負担が小さくなる市町村の所得が低い。

※ 各所得階層への影響に関して、今後市町村・国保連合会と確認していく。

(3)納付金に含める保険給付の範囲

■平成30年度の算定方法

出産育児諸費(保険料財源分)及び審査支払手数料(医科・歯科・調剤・訪問看護・療養費)を納付金に含める。

※ 出産育児諸費(連合会手数料を含む)及び出産育児一時金(法定繰入分)を納付金算定で計上し、県は保険料財源の1/3分並びに連合会手数料分を市町村に交付する。

※ 審査支払手数料(医科・歯科・調剤・訪問看護・療養費)を納付金算定で計上し、県はその額を市町村に交付する。

■議論の観点

運営方針(案)において、県内市町村の国保事務標準化を踏まえ、納付金算定に係る考え方等の整理を十分に行いながら、保険料水準の統一を目指し、範囲拡大を進めるとしている。また、医療給付分を全ての市町村の支え合いの観点から納付金として按分しているため、他の保険給付についても範囲を拡大していくこととした。(以下、項目別の議論の状況)

・出産育児諸費 …法定繰入分(一般会計)の財源(2/3相当分)があるが、これは納付金の対象としないこととした。

⇒市町村において発生した分を繰入

・審査支払手数料 …連合会への直接払いが始まる前であるが、支え合いの観点から前倒しで納付金に含めることとした。

(4)高額医療費負担金等

■平成 30 年度の算定方法

共同負担は行わず、個々の市町村で発生した負担増は激変緩和措置で対応する。

■議論の観点

著しく高額な医療費が小規模市町村の医療費指数及び保険料負担の増加に影響を及ぼしていないことが確認できたため、共同負担は行わないこととした。ただし、個々の市町村で一定以上の保険料負担増が認められる場合には、必要に応じた対応として激変緩和措置を実施する。

(5)応能割と応益割

■平成 30 年度の算定方法

県独自の β' （全国平均と比較した本県の所得水準を使用せず、応能割 > 応益割とする考え）

具体的には、平成 28 年度の市町村における賦課割合（事業年報 B 表(2)(3)(4)）から算出する。

⇒医療分 1.1918(54.38:45.62)、後期分 1.1970(54.48:45.52)、介護分 1.1672(53.86:46.14)

■議論の観点

これまで市町村では、保険料率の設定に当たり応能：応益＝50：50 を基準としつつ、低所得者の負担に配慮しており、県内市町村の応能割：応益割＝54：46（第 3 回試算時：平成 27 年度）となっている。仮に国が示す β （想定 49：51）を採用した場合、現状と比べて応益割の比重が著しく増加してしまう。

※【参考】国は、 β を使用し、市町村の所得水準と全国平均の所得水準との比較によって算定することで、普通調整交付金との整合性を図っており、市町村の所得水準が全国平均の所得水準と同じであれば、全国どこの市町村でも同じ負担水準となるよう、市町村間の水平調整が行っている。（普通調整交付金の交付により、2 方式ベースですべての市町村が応能：応益＝50：50 を実現）

(6) 賦課限度額

■平成 30 年度の算定方法

運営方針(案)のとおり政令基準で算定する。(29 年 10 月現在 医療分 540,000 円、後期分 190,000 円、介護分 160,000 円)

なお、賦課限度額は国が税制改正要望で引き上げを求めているが、決定するのが年末であり、納付金算定作業に間に合わないため、国は「仮に賦課限度額の政令改正があったとしても、都道府県標準保険料率の算定に用いる賦課限度額は変更しない」と通知している。政令改正があった場合は、従前のとおり市町村が実際に決める賦課限度額は市町村の判断となる。

(7) 標準的な収納率

■平成 30 年度の算定方法

被保険者規模区分を見直し、平成 26～28 年度の平均で算定する。(下表参照)

■議論の観点

被保険者規模区分は、被保険者数が変動(現在は減少傾向)するため、直近の平成 28 年度の年間平均被保険者数で固定する。また、直近 3 か年の平均収納率を平成 26～28 年度の情報とすることとした。

被保険者規模区分	平成 30 年度の算定 (標準的な収納率)
7 万人以上	86.26%
7 万人未満 2 万人以上	91.58%
2 万人未満 6 千人以上	91.40%
6 千人以上 3 千人以上	92.11%
3 千人未満	93.24%

Ⅱ 平成 30 年度激変緩和措置方法について

1 全体像

No.	項目	激変緩和措置の方法	議論の観点
1	比較(丈比べ)	起点:平成 28 年度 1 人あたり保険料 対象:平成 30 年度 1 人あたり保険料	Ⅱ 2 (1)
2	一定割合	3.34% (平成 28 年度→平成 30 年度の 2 か年分の伸び率)	Ⅱ 2 (2)
3	下限割合	激変緩和所要額が暫定措置(国の追加公費)と県繰入金(1 号分の上限額)を超える場合に必要最小限で下限割合を設定する。	Ⅱ 2 (3)
4	計算式	国が示す算定式ではなく、一定割合(3.34%)及び下限割合(設定値)で上限・下限が揃う独自計算式を使用する。	Ⅱ 2 (4)
5	措置の手順	① 暫定措置(国の追加公費) ※残余金は全体の公費として活用 ② 県繰入金(1 号分) ※上限額を特例基金の保有額と設定 ③ 下限割合(①・②で賄える場合は省略) ④ 特例基金取崩による補填 ※②の県繰入金(1 号分)の減少分	Ⅱ 2 (5)

2 議論の観点について

(1)比較(丈比べ)について

■平成 30 年度の激変緩和措置

丈比べの起点 : 平成 28 年度の 1 人あたり保険料

丈比べの対象 : 平成 30 年度の 1 人あたり保険料

■議論の観点

1 人あたり保険料については、実際に賦課される額ではないものの、被保険者の負担感を表したものであり、1 人あたり納付金に比べわかりやすいことから、これを丈比べに使用する。

なお、保険料には、医療分・後期分・介護分があるが、市町村ではそれぞれ区分ごとの 1 人あたり保険料という観点が馴染まないため、合計により 1 人あたり保険料を求める。

■具体的な算定式

<平成 28 年度の 1 人あたり保険料>

【医療分①】 保険料(収納額)+保険基盤安定繰入金+災害臨時特例補助金+国特別調整交付金(AP-1)+保険料充当施策

【後期分②】 保険料(収納額)+保険基盤安定繰入金+災害臨時特例補助金+国特別調整交付金(AP-1)

【介護分③】 保険料(収納額)+保険基盤安定繰入金+災害臨時特例補助金+国特別調整交付金(AP-1)

【平成 28 年度各市町村の 1 人あたり保険料】= (【医療分①】+【後期分②】+【介護分③】)/平均一般被保険者数

※ 保険料充当施策=決算補填等目的の法定外一般会計繰入額+財政調整基金取崩額+前年度繰越金額+繰上充用金額

※ 災害臨時特例補助金及び国特別調整交付金(AP-1)の医療分と後期支援金分は減免額に応じて按分する。

※ 平成 28 年度平均一般被保険者数は、平成 28 年 3 月～平成 29 年 2 月月報 A 表 A36 の平均とする。

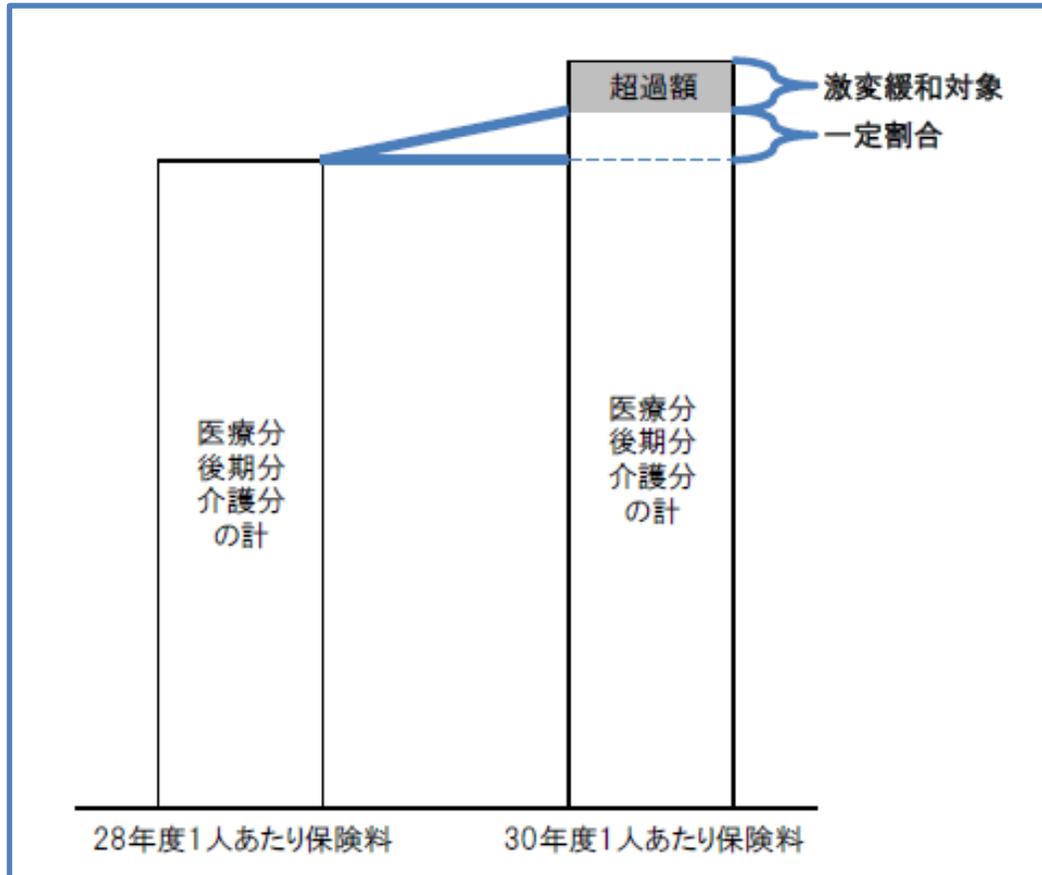
<平成 30 年度の 1 人あたり保険料>

【平成 30 年度各市町村の 1 人あたり保険料】=(医療分+後期分+介護分の保険料総額(e))/平均一般被保険者数

※ 平成 30 年度平均一般被保険者数は、納付金システムで推計した平成 30 年度の値とする。

(2)一定割合

■一定割合超過分のイメージ



■平成 30 年度の激変緩和措置

3.34%（平成 28 年度→平成 30 年度の 2 か年分の伸び率）

■議論の観点

一定割合は、国において 1 人あたり保険料や医療費の自然増+ α (0.5~2%程度)で求めるとされているが、本県では年度により公費の入り方が異なっている点や市町村において保険料の引上げを行わない努力をしている点などを考慮し、1 人あたり保険料は採用しないこととした。医療費という観点で本県では医療分・後期分・介護分の合計で丈比べを行う考えから、「総支出」の伸び率とし、過去 4 年分の「1 人あたり総支出」の伸び率から一定割合を求める。

【計算式】

- ① 算定年度-4 及び算定年度-1 の事業年報 B 表(1)の単年度支出から、「総務費」、「保険給付費(退職被保険者分)」、「共同事業拠出金」、「直診勘定繰出金」、「その他の支出(償還金等)」を除いて、各年度の「総支出額」を算出する。
- ② 「総支出額」を事業月報 A 表 3~2 月平均で算出した「一般平均被保険者数」で除して、「1 人あたり支出」を算出する。
- ③ 算定年度-4 と算定年度-1 の「1 人あたり支出」の伸び率を 3 乗根し、1 年分の伸び率を算出する。
- ④ 平成 28 年度と平成 30 年度の伸び率となるため、「1 年分の伸び率」を 2 乗する。

⇒ 平成 25~28 年度の総支出を元に算出した結果 : 一定割合 3.34%

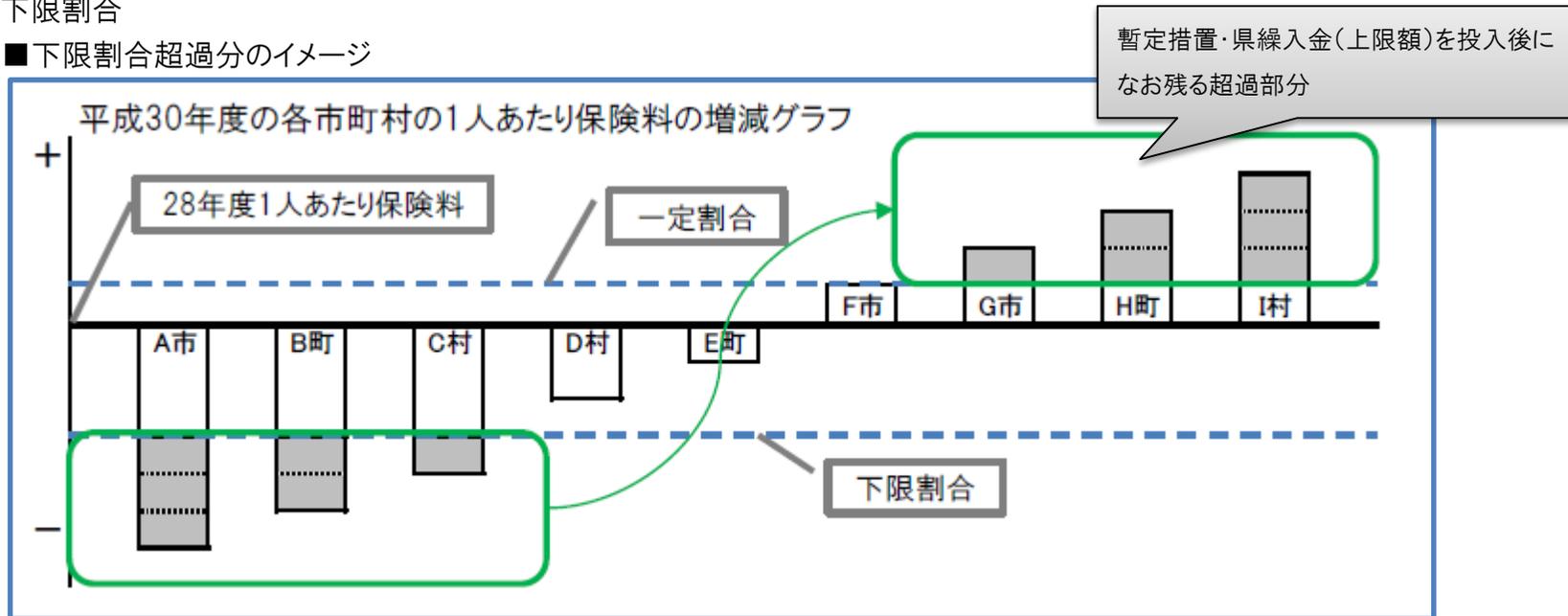
期間	平均伸び率(単年)	H28→30(2年分)
H25~28	1.657%	<u>3.34%</u>

$1.01657\dots \times 1.01657\dots = 1.03341\dots$
%表示の小数点以下第 3 位四捨五入

なお、平成 31 年度以降の一定割合は、当該伸び率(単年)1.657%を軸に 3 乗、4 乗と更新していく考えであるが、今後も継続して協議する。

(3) 下限割合

■ 下限割合超過分のイメージ



■ 平成30年度の激変緩和措置

激変緩和所要額が暫定措置（国の追加公費）と県繰入金（1号分の上限額）を超える場合に必要最小限の下限割合を設定する。

■ 議論の観点

納付金の仕組みの導入により、前期高齢者交付金などの財政調整機能が県単位で均されることで、現行と比べて保険料負担が大幅に減少する市町村がある場合に、下限割合の基準を定めて基準を下回る市町村から県繰入金を減算し、一定割合を超える市町村に対し個別に県繰入金を加算し、激変緩和を行うことができる。

本県においては、県繰入金を無制限に一定割合超過市町村に充当することで、全ての市町村の収入が減少することになるた

め、県繰入金に上限額を定め、下限割合を設定する。

国からは一定割合と同じ割合とする考え方があるとされているが、その場合最終的な保険料の増減率が医療費や所得、被保険者数等による按分に関係なく増減する可能性があるためこれを採用せず、必要最小限の財政調整を行う下限割合を設定する。

具体的には、暫定措置及び県繰入金(1号分)の上限額で激変緩和措置所要額を賄えない場合に、医療分・後期支援金分・介護分の合計から所要額を満たす割合とする。

なお、医療分・後期支援金分・介護分の合計から下限超過総額を算出し、その後に各区分に按分するために発生する各区分の調整については県繰入金により行う。

また、1円単位で完全に満たす下限割合を設定することは不可能であることから、超える割合の直前の割合(%値の小数点以下第2位まで【例】15.12%)とし、不足する額(端数分)は県繰入金(1号分)で負担する。その場合、県繰入金(1号分)は上限額を超えるものとする。

■ 下限割合設定イメージ

激変緩和所要額	10 億円
暫定措置額(国の追加公費)	3.8 億円
県繰入金(1号分)上限額	4.5 億円 → 特例基金の保有額
所要額不足額→下限割合必要額	1.7 億円 → 10 億円-(3.8 億円+4.5 億円)
下限割合実現額	1.6 億円 → <u>下限割合を設定し、実際に下限割合超過市町村から県繰入金を減算して集める額</u>
県繰入金(1号分)調整後	4.6 億円 → 3.8 億円+1.6 億円+4.6 億円=10 億円

(4)計算式

■平成 30 年度の激変緩和措置

一定割合(3.34%)及び下限割合(設定値)で上限・下限が揃う独自計算式を採用する。

■議論の観点

国からは算定式が示されているが、医療分・後期分・介護分で区分することを前提としており、かつ介護2号被保険者数の調整のため、定めた激変緩和措置後の結果にバラつき(一定割合等の基準で上限が揃わない・下限割合の基準で下限が揃わない)が生じることから、これを採用しないこととした。

本県は、医療分・後期分・介護分を一括して丈比べし、被保険者等にも広くわかりやすい結果が得られる独自計算式を用いる。(別紙1、2参照)

(5)措置の手順

■平成 30 年度の激変緩和措置

- ①暫定措置(国の追加公費) ※残余金は全体の公費として活用
- ②県繰入金(1号分) ※上限額として特例基金の保有額を設定
- ③下限割合(①・②で賄える場合は省略)
- ④特例基金(取崩による補填) ※②の県繰入金(1号分)の減少分

■議論の観点

- ①暫定措置(国の追加公費)

平成 30 年度から実施される公費による財政支援拡充(1700 億円規模)の一部であり、本県においては約 3.8 億円(第 3 回試算時)超が見込まれ、激変緩和措置としては最優先で投入する。なお、当該措置は将来的には徐々に減少し普通調整交付金の拡充にスライドすると考えられるが、それについては、平成 30 年度以降の国と地方の協議により決定される。

- ②・④県繰入金(1号分)・特例基金(取崩による補填)

県繰入金を無制限に一定割合超過市町村に充当することで、全ての市町村の収入が減少することになるため、平成 30 年度は、制度改革におけるソフトランディングの観点から上限額を特例基金の保有額とする。

なお、特例基金は保険料の上昇抑制に用途を限定し、平成 30 年度から平成 35 年度までと期間が定められている。基本的には平成 30 年度の納付金の仕組みの導入による保険料負担の激変が最大であり、その後は一定割合の上昇とともに激変緩和所要額は縮小していくと見込まれるため、6 年の期間毎に基金の額を振り分けるのではなく、県繰入金(1 号分)の減少分はそのまま特例基金による補填を行うこととした。

③下限割合

Ⅱ 2 (3)のとおり。

■激変緩和措置の投入イメージ

	暫定措置	県繰入金(1 号分)	下限割合
保険料	全額投入	上限額の限り一定割合以下となるまで投入	-
		上限額を超える場合、上限額を投入	なお残る額を下限割合超過市町村から集め、その全額を投入(残余は発生しない)
	一部投入・不要 (残余金は県全体で調整)	-	-

※対象市町村への按分は所要額の割合とする。

Ⅲ 市町村における保険料賦課に係る留意事項

きめ細やかな保険料の激変緩和には、実際に保険料の賦課・徴収を行う市町村における慎重な検討が不可欠である。

納付金制度の導入により、県が示す標準保険料率は保険料設定におけるひとつの参考となるが、最終的には市町村が実際の保険料率を条例に定めることになるため、次の事項に留意して丁寧な検討を行う必要がある。

県は、国保の財政運営責任を担うことから、保険料の賦課に関する市町村からの相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- 最終的な被保険者負担の観点を踏まえ、法定外繰入金や財政調整基金等の額を維持するか。
- 保険料の算定方式を維持するか。
- 応能・応益割合、あるいは均等割・平等割・所得割・資産割の賦課割合を維持するか。
- 県から現状より低い保険料率を示された場合に、保険料率を引き下げるか。将来、所得の変動等により保険料率が上がる可能性を想定し、年度間の平準化を視野に入れて慎重に検討する必要がある。
- 個別の保険料減免の取扱い(災害による減免を除く)をどう維持するか。

Ⅳ その他確認事項

1 来年度以降の対応

平成 30 年度以降についても算定方法の変動事項や激変緩和措置方法については毎年度協議していく。

2 納付金算定等における情報共有について

納付金算定にかかる推計情報、算定過程情報、算定結果情報について、今後県内の市町村国保財政を支え合う観点から全ての市町村間で共有する。

3 平成 30 年度診療報酬改定への対応について

現時点で診療報酬の改定率を独自に仮定するのは困難であるため、±0%として仮算定を行う。

資料5 別紙1 国標準算定式シミュレーション結果

※ 当該結果は、シミュレーション用のダミーデータをもとに実施しています。

No.	保険者	激変緩和前	激変緩和後	差	激変対象
1	b	76.02%	3.34%	▲ 72.68	一定割合
2	a	65.62%	▲1.26%	▲ 66.88	一定割合
3	c	57.10%	3.34%	▲ 53.76	一定割合
4	d	51.54%	3.34%	▲ 48.20	一定割合
5	f	42.06%	3.22%	▲ 38.84	一定割合
6	e	41.72%	1.67%	▲ 40.05	一定割合
7	g	40.23%	2.41%	▲ 37.82	一定割合
8	k	33.66%	3.34%	▲ 30.32	一定割合
9	j	33.27%	3.34%	▲ 29.93	一定割合
10	i	32.13%	1.88%	▲ 30.25	一定割合
11	h	31.86%	▲2.43%	▲ 34.29	一定割合
12	l	17.18%	▲1.85%	▲ 19.03	一定割合
13	m	14.82%	3.81%	▲ 11.01	一定割合
14	o	9.06%	3.42%	▲ 5.64	一定割合
15	n	8.06%	0.35%	▲ 7.70	一定割合
16	p	7.34%	3.34%	▲ 3.99	一定割合
17	r	3.26%	2.75%	▲ 0.51	一定割合
18	w	3.18%	3.18%	0.00	
19	t	1.85%	1.85%	0.00	
20	s	0.50%	0.01%	▲ 0.49	一定割合
21	x	▲0.06%	▲0.06%	0.00	
22	y	▲0.14%	▲0.14%	0.00	
23	q	▲0.17%	▲1.45%	▲ 1.28	一定割合
24	u	▲2.44%	▲2.44%	0.00	
25	v	▲2.81%	▲2.81%	0.00	
26	aa	▲3.20%	▲3.20%	0.00	
27	z	▲3.94%	▲3.94%	0.00	
28	ab	▲4.01%	▲4.01%	0.00	
29	ae	▲4.23%	▲4.23%	0.00	
30	ad	▲5.80%	▲5.80%	0.00	
31	ac	▲6.40%	▲6.40%	0.00	
32	aj	▲6.93%	▲2.13%	4.81	下限割合
33	ah	▲7.79%	▲2.79%	5.00	下限割合
34	af	▲7.87%	▲7.87%	0.00	
35	ak	▲8.76%	▲6.05%	2.70	下限割合
36	ag	▲9.78%	▲9.78%	0.00	
37	ap	▲10.84%	▲5.23%	5.61	下限割合
38	ao	▲12.06%	▲9.05%	3.01	下限割合
39	ai	▲12.83%	▲12.12%	0.71	下限割合
40	al	▲13.91%	▲13.91%	0.00	
41	at	▲14.06%	▲11.24%	2.82	下限割合
42	an	▲14.30%	▲12.75%	1.55	下限割合
43	ar	▲14.60%	▲10.71%	3.89	下限割合
44	am	▲15.52%	▲11.59%	3.92	下限割合
45	as	▲15.87%	▲15.42%	0.45	下限割合
46	aw	▲17.07%	▲6.43%	10.64	下限割合
47	aq	▲17.46%	▲15.41%	2.05	下限割合
48	ax	▲18.39%	▲11.22%	7.17	下限割合
49	av	▲19.02%	▲13.49%	5.52	下限割合
50	az	▲20.41%	▲10.42%	9.99	下限割合
51	au	▲21.79%	▲12.26%	9.52	下限割合
52	ay	▲22.60%	▲13.95%	8.65	下限割合
53	bb	▲29.00%	▲17.19%	11.81	下限割合
54	ba	▲29.21%	▲17.40%	11.81	下限割合
55	bc	▲29.73%	▲17.40%	12.33	下限割合
56	bd	▲30.86%	▲16.48%	14.38	下限割合
57	bg	▲31.03%	▲10.63%	20.40	下限割合
58	bf	▲31.20%	▲13.10%	18.11	下限割合
59	be	▲31.73%	▲15.27%	16.46	下限割合

※ 丈比べ

医療分保険料総額/一般被保数+後期分保険料総額/一般被保数+介護分保険料総額/介護2号被保数

資料5 別紙2 福島県独自算定式シミュレーション結果

※ 当該結果は、シミュレーション用のダミーデータをもとに実施しています。

No.	保険者	激変緩和前	激変緩和後	差	激変対象	
1	a	84.18%	3.34%	▲ 80.84	一定割合	
2	b	83.51%	3.34%	▲ 80.17	一定割合	
3	c	67.10%	3.34%	▲ 63.76	一定割合	
4	d	52.70%	3.34%	▲ 49.36	一定割合	
5	e	49.59%	3.34%	▲ 46.25	一定割合	
6	f	46.72%	3.34%	▲ 43.38	一定割合	
7	g	46.18%	3.34%	▲ 42.84	一定割合	
8	h	44.58%	3.34%	▲ 41.24	一定割合	
9	i	39.55%	3.34%	▲ 36.21	一定割合	
10	j	34.02%	3.34%	▲ 30.68	一定割合	
11	k	33.27%	3.34%	▲ 29.93	一定割合	
12	l	25.40%	3.34%	▲ 22.06	一定割合	
13	m	12.63%	3.34%	▲ 9.29	一定割合	
14	n	11.53%	3.34%	▲ 8.19	一定割合	
15	o	7.95%	3.34%	▲ 4.61	一定割合	
16	p	7.22%	3.34%	▲ 3.88	一定割合	
17	q	5.21%	3.34%	▲ 1.87	一定割合	
18	r	3.39%	3.34%	▲ 0.05	一定割合	
19	s	3.34%	3.34%	▲ 0.00	一定割合	
20	t	2.12%	2.12%	0.00		
21	u	0.79%	0.79%	0.00		
22	v	▲1.32%	▲1.32%	0.00		
23	w	▲1.93%	▲1.93%	0.00		
24	x	▲2.55%	▲2.55%	0.00		
25	y	▲3.33%	▲3.33%	0.00		
26	z	▲4.80%	▲4.80%	0.00		
27	aa	▲5.08%	▲5.08%	0.00		
28	ab	▲5.28%	▲5.28%	0.00		
29	ac	▲5.99%	▲5.99%	0.00		
30	ad	▲6.09%	▲6.09%	0.00		
31	ae	▲7.44%	▲7.44%	0.00		
32	af	▲8.32%	▲8.31%	0.00		
33	ag	▲9.76%	▲9.76%	0.00		
34	ah	▲11.01%	▲11.01%	0.00		
35	ai	▲11.27%	▲11.27%	0.00		
36	aj	▲12.19%	▲12.19%	0.00		
37	ak	▲12.94%	▲12.94%	0.00		
38	al	▲13.77%	▲13.06%	0.71		下限割合
39	am	▲13.91%	▲13.06%	0.85		下限割合
40	an	▲14.27%	▲13.06%	1.21		下限割合
41	ao	▲14.79%	▲13.06%	1.73		下限割合
42	ap	▲15.22%	▲13.06%	2.16		下限割合
43	aq	▲15.59%	▲13.06%	2.53		下限割合
44	ar	▲15.72%	▲13.06%	2.66		下限割合
45	as	▲16.78%	▲13.06%	3.72		下限割合
46	at	▲16.80%	▲13.06%	3.74		下限割合
47	au	▲19.01%	▲13.06%	5.95		下限割合
48	av	▲20.83%	▲13.06%	7.77		下限割合
49	aw	▲21.42%	▲13.06%	8.36		下限割合
50	ax	▲21.68%	▲13.06%	8.62		下限割合
51	ay	▲24.69%	▲13.06%	11.63		下限割合
52	az	▲24.81%	▲13.06%	11.75		下限割合
53	ba	▲28.45%	▲13.06%	15.39		下限割合
54	bb	▲29.53%	▲13.06%	16.47		下限割合
55	bc	▲29.57%	▲13.06%	16.51		下限割合
56	bd	▲32.37%	▲13.06%	19.31		下限割合
57	be	▲34.25%	▲13.06%	21.19		下限割合
58	bf	▲34.76%	▲13.06%	21.70		下限割合
59	bg	▲34.81%	▲13.06%	21.75		下限割合

※ 丈比べ

(医療分保険料総額+後期分保険料総額+介護分保険料総額)/一般被保数